

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

(土木・監督員用)

考査項目	細別	a		b		c		d		e		
3. 出来形及び  出来ばえ	. 出来形		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。		出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条に基づき工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。		
		<p>出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法をいう。</p> <p>出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p>										
		評定		点数								

工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に1を入れる。

(土木・監督員用)

審査項目	細別	a		b		c		d		e	
3. 出来形及び 出来ばえ	品質		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。		契約約款第17条に基づき工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。
		<p>品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。</p> <p>品質管理とは、「工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p>									
	評定										
	点数										